

広島県告示第七百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十四年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名称	主たる 事務所の 所在地	事業者の 名称	事業所の所在地		変 更 の 日 月 年
			新	旧	
医療法人 仁康会	三原市小泉町 四二四五番地	医療法人仁康 会クレメンテ イアさくら	三原市下北方 一丁目七番二 九号	三原市本郷町 下北方一二一 番地四	平成二二年 八月三二日
熊野町	安芸郡熊野町 中溝一丁目一 番一号	熊野町地域包 括支援センタ ー	安芸郡熊野町 中溝一丁目一 番一号	安芸郡熊野町 三八一五番地	平成一九年 一二月三日